

平成25年度 第1回 小平市介護保険運営協議会 会議要録

1	開催日時	平成25年6月19日(水) 午後2時00分～4時00分
2	開催場所	小平市健康福祉事務センター 2階 第3、4会議室
3	出席委員名 (敬称略)	山路 憲夫、小沢 尚、小山 康子、金子 恵一、佐藤 正孝、 塩野 秀郎、市東 和子、清水 太郎、白石 欣彦、栃木 恵美子、 中村 与人、萩谷 洋子、日高 洋子、古屋 しょう子、吉田 敏男
4	配布資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成24年度地域包括支援センターの活動実績(4月～3月)(資料1) 2 介護予防サービス計画作成 新規委託先一覧(資料2) 3 介護予防事業の概要報告(資料3) 4 地域包括支援センター事業実施方針について(資料4) 5 <平成25年度新規事業>地域における高齢者把握・相談事業の概要報告(資料5) 6 高齢者生活状況アンケート・介護保険サービス利用状況実態調査の概要及び実施スケジュール(予定)について(資料6) 7 地域包括ケアシステム構築に向けた計画の推進について(資料7-1) 8 介護をしている家族への支援の充実(資料7-2) 9 地域密着型サービスの整備について(資料7-3) 10 事前質問への回答 11 高齢者生活状況アンケート・介護保険サービス利用状況実態調査 報告書(平成23年3月)
5	傍聴人数	1名
6	次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 配布資料の確認 3 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域包括支援センターの活動報告 (2) 介護予防サービス計画作成 新規委託先一覧(資料2) (3) 介護予防事業の概要報告(資料3) (4) 地域包括支援センター事業実施方針について(資料4) (5) <平成25年度新規事業>地域における高齢者把握・相談事業の概要報告(資料5) (6) 高齢者生活状況アンケート・介護保険サービス利用状況実態調査の概要及び実施スケジュール(予定)について(資料6) 4 協議・検討事項 <ol style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステム構築に向けた計画の推進について ①介護をしている家族への支援の充実(資料7-1, 7-2) ②地域密着型サービスの整備について(資料7-1, 7-3) 5 平成25年度の日程調整 6 閉会

1 開会

2 配布資料の確認

〔質疑応答〕

委員： 配布資料について、委員は事前配布のため予め読んできているが傍聴者は当日配布されている。傍聴を事前申し込み制にするなど、予め傍聴者にも資料を配布してもらえないのか。

事務局： 傍聴者には傍聴用資料として当日お配りしている。実際の審議は委員で行うため、その点をご理解いただきたい。

委員： 活動報告などに関しては、事前に読んできて当日説明はしないと聞いていたが。

会長： 回答された事前質問の内容については改めて説明しないと理解したということか。

事務局： 今回は議題が多いため質問があれば事前に受け付け、議事の効率化を図らせていただいたということをご理解いただきたい。

委員： 質問は事前に受け、活動報告などは当日説明するということで了解した。

3 報告事項

(1) 地域包括支援センターの活動報告

資料1により説明

〔質疑応答〕

委員： 相談内訳の中の「その他」の中の「上記以外の相談」という項目は、具体的にはどのような事例があるのか。

事務局： 項目については、細かく設定して各地域包括支援センターにチェックしてもらっているが、それでも当てはまらないものが「上記以外の相談」に該当して、内訳は細かくは捉えていない。

委員： 把握されていないということか。

事務局： 現状では把握していない。

事務局： 手持ち資料はないが、後日どのようなものなのか委員に知らせたい。

委員： 平成24年度の地域密着型サービスに関する相談件数が27件となっており、前年度が38件であるのに対して減っている。本来では地域包括ケアシステムの核をなすはずの地域密着型サービスに関する相談件数がなぜ減るのか。
また、相談内容やその対応などをそれぞれの地域包括支援センターから説明をいただきたい。

事務局： 介護保険制度の利用に当たり地域包括支援センターに相談がされ、地域密着型サービスの内容や事業者の紹介をする。実際にはケアマネジャーとともにサービスの利用などを検討しサービスが導入されるため、地域包括支援センターではケアマネジャーと連携しながらその後の対応を図っていく。

委員： ケアマネ・ケアプランの相談件数が各地域包括支援センターごとにばらつきがあるのはなぜか。けやきの郷が12件、多摩済生ケアセンターが584件と開きが大きい。

- 会 長： 前年度も同様の傾向がある。何か理由があるのか。
- 事 務 局： それぞれの地域包括支援センターで、一人一人への対応の細かな項目をチェックしてもらいその結果をこの表に落としている。多摩済生ケアセンターは中央東圏域で市の中心部を網羅しているため、実際の相談はケアマネジャーや利用者などから寄せられるが、それらの相談が多かったものと考えられる。
- 委 員： 相談内容が重複している場合が多いので、どこにチェックをつけるのかという問題もある。また多摩済生ケアセンターでは、地域包括支援センターと居宅サービスのケアマネジャーが隣同士にあり連携が良いため、相談件数が増えているとも言える。一般的には重複している内容が多い中で、一つの項目を選んでいるため、件数が増えているのではないか。
- 委 員： 1件の相談に対して、項目は複数チェックしても良いのか。
- 事 務 局： 基本的には1件の電話相談に対して、より比重の重い項目にチェックをお願いしている。一つの相談に関して、対応がその後も続いていくケースもあり、重複が生じていると捉えていただきたい。
- 委 員： 相談内訳で「介護予防事業」も、けやきの郷と多摩済生ケアセンターを比較すると3倍以上の差がある。内容は地域支援事業の申し込みが多いのか。また、件数は少ないが一次予防事業の相談内容はどのようなものがあるのか具体的に教えてほしい。
- 事 務 局： 二次予防事業については主に申し込みの相談が多いと考えている。一次予防事業の相談事例は把握していない。

(2) 介護予防サービス計画作成 新規委託先一覧

資料2により説明

質疑応答・異議はなく、承認される。

(3) 介護予防事業の概要報告

資料3により説明

[質疑応答]

- 委 員： 今回から認知症予防講座のフォローアップ編が出来たとのことだが、どのような内容なのか。現場の声として、口腔機能向上コースに総入れ歯になってから参加した方から、そうなる前に参加したかったという声が非常に多い。小平市のことではないが、小平でも同じ状況かと思い、この点についても皆さんで検討したらどうかと思う。
- 事 務 局： 認知症予防講座のフォローアップ編は、認知症予防講座に参加していただいた方に勧奨して、映像などを使いながら改めて思い返していただく場として実施した。口腔機能向上コースへの参加の時期については、現状ではそのような（総入れ歯になる前に参加したいといった）ご意見は頂いていない。
- 委 員： 訪問型介護予防について、利用者の2名の方は介護保険の申請はしていないのか。介護保険の申請に至るまでがこの事業なのか。受け入れ人数（キャパシティ）は

どの程度あるのか。

事務局：平成24年度の事業の利用者2名中、男性1名は介護保険の申請に至った。女性1名については、3か月間という期間がある中、期間を経過して事業を実施していたが、意識の向上が見られたため、事業を一時的にはストップしている。現在は地域包括支援センターで見守りなどを行いながら状況を注視している。

元々の事業としての対象は、介護保険の認定が下りていない方となっている。キャパシティとしては、小平市医師会に委託しており大きくは予算の範囲内だが、必要に応じて予算措置もしなければいけないと考えている。

委員：地域の見守りをしていて、なかなか介護保険の申請に至らないが家族は困っているようなケースはどこにつなげればいいのか。見守り事業につなげる場合もあるが、なかなか入っていけない状況もある。ご一緒することも難しい部分がある。そのような場合はどういった方策があるか。

事務局：訪問型介護予防の趣旨として、通所型介護予防事業への参加が困難な方を対象に要介護・要支援にならないようにとの対応で考えているが、見守りがどうしても必要ということであれば、二次予防事業の対象者の方であれば訪問型介護予防事業も手段として考えていく必要性はある。

会長：今の事業は地域支援事業の中で予算の範囲内でやっているものと理解してもよいのか。

事務局：地域支援事業の予算の範囲内である。

会長：その意味では予算的には出るのではないか。相談は色々地域包括支援センターで対応すべきであり、実際対応しているのではないか。

委員：先程の口腔機能向上コースの話については、歯科医師会が委託を受けているが、歯無しにならないためのコースではない。歯が無くても口腔機能の向上は見込まれる。例えば飲み込み方や粘膜の強化方法など、区分けで歯が無い人は入れないとかではないと思う。実際、歯が無い方が受講されてもある程度の満足はいただいている。

会長：歯が無い方でも対象だが、歯無しにならないように専門家のアドバイスもほしい。

委員：それも含めてやっているなので、あまり心配ないと思う。

委員：歯の治療のための講座ではなく、えん下や唾液を出すなどもやっていることで総入れ歯の方も満足されているが、できればこの講座を入れ歯になる前に受けていけばよりよい老後が送れたのにというように、もっと早い対応を希望するという声が多い。

会長：市としてもそのような声を受け止めて今後活かしてもらいたい。

委員：「介護保険べんり帳」に口腔機能向上コースについて「歯磨きや義歯の手入れ方法の指導、摂食・えん下機能を向上させる訓練などを行います。」とあるが、その説明文を歯のある方も無い方もどうぞという風に分かりやすく書き換えたらどうか。

会長：見守りについては、これだけボランティアを養成していながら結果的に通報件数が2件しかないのを見るとちょっともったいない気がする。ボランティア養成後

の活用について、知恵を絞ってほしいと前回は話したが、いかがか。

事務局： その点についても課題の一つとして受け止め、現在西圏域のみでの実施だが、西圏域での交流会を通じて話をし、今後全圏域で事業を行う際にもこの課題に取り組んでいきたい。

(4) 地域包括支援センター事業実施方針について

資料4により説明

質疑応答・異議はなく、承認される。

(5) <平成25年度新規事業>地域における高齢者把握・相談事業の概要報告

資料5により説明

委員： 事業内容の説明で、各地域包括支援センター市内5か所で新たに各1人介護支援専門員などを1年間雇用しとあるが、1年ごとの更新になるのか。

事務局： 今回平成25年度の取り組みは国の緊急雇用創出事業の補助金で、1年間の契約をしている。今後については継続的な雇用を国も勧めており、市としても救急医療キットの配布は続けていくため、各地域包括支援センターに継続雇用をお願いしている。

委員： 75歳以上の方が、各地域包括支援センターにキットを受け取りに行くとのことだが、75歳以上の方には事業の通知は出すのか。

名簿の提出先が消防署と社協と民生委員とあと1か所はどこか。

事務局： 周知は市報とホームページだけでは足りないと思っているが、キットを全員に配るのではなく日中独居者という制限があるため、ポスター、チラシ、地域包括支援センターでの周知を考えている。

リストの配布先は、今は、災害時要援護者名簿は小平警察署には渡していないため、小平警察署には、本人の申請書により承諾をいただき、提供することを考えている。

委員： 自治会には提供するのか。

事務局： 自治会には今のところ考えていない。

会長： 申請しないともらえないということだが、75歳独居で認知症の有無にかかわらず、なかなか申請しないかもしれないし、たまたま知らなかったという場合も考えられる。その点についてはなんとかならないか。

事務局： 配布の期限はなく、継続していく。地域包括支援センターでも必要な支援を呼びかけているがなかなか全員の把握が難しいため今回周知をして取りに来ていただく。ご家族・ご親族の方からの連絡でも対応するし、これから必要な方に必要な支援をとるところで努力をしていきたい。

委員： 逆に地域包括支援センターが申請を勧めるということは考えているか。

事務局： 日常の関わりがある方はそういうこともできるが、75歳以上の方を一軒一軒全ての圏域の方を訪問ということは、今は考えていない。

委員： 例えば、民生委員から地域包括支援センターに通報があり、見に行った時に勧

めるのはどうか。

事務局： 民生委員に限らず色々な地域で活動している方には、なるべく周知をして紹介していただければ有難いと考えている。

会長： 幅広い形で必要な人を増やしていく工夫が必要。本当に必要な人に行き渡るようお願いしたい。

委員： 災害時要援護者のキットを配り、消防署との話し合いの中でキットが随分役に立ったという事例があるということで感謝された。緊急の時には自分の電話番号も言えなくなる高齢者もいる。

民生委員協議会では今年度から「わたしの安心カード」を新たに作成し、75歳以上の方に持参し訪問しているが、この事業についても協力できると思う。

事務局： 隣の方の分も貰ってきてあげるといふ方がいれば、キットはお渡しできるが地域包括支援センターに個人情報（緊急連絡先や家族の状況、身体状況、心配なこと）を提供していただくことや、キットを超えてさらに他のサービスの紹介もできるため、地域包括支援センターに来ていただくことを想定している。なるべく家族や本人にお越しいただき、周知に関しては事業者や地域包括支援センターなどにチラシなどのお知らせをしていきたい。

委員： 見守りボランティアを活用したらどうか。

事務局： 今実際に見守りボランティア事業を実施しているのは西圏域のみのため、今年度体制が取れるのを待つよりは、配布を開始したい。登録してもすぐボランティア活動はできず勉強会などを経てからになるため、キットの配布のほうが先になると思われる。

会長： 積極的に取り組んでいただくということでお願いしたい。

事務局： 救急医療情報キットの配布の他に、もう一点新規事業があるため口頭で報告する。

市民生活部の市民協働担当が推進する「いきいき協働事業」が今年度決定した。

「地域の見守り実態調査及び啓発事業」という。ボランティア団体、市民活動団体、自治会などが公益性の高い事業を提案し、市と協働して実施し、市民との協働の推進を図るとともに、地域の課題の解決など公益の増進に寄与することを目的とする。提案された協働事業は、有識者・市職員で構成する選考審査会で審査して採択される。

高齢者福祉課が協働で取り組む「地域の見守り実態調査及び啓発事業」は、NPO法人の提案により、近年地域の課題として取り上げられることが増えている孤独死、これにつながる高齢者の孤立化について、小平市内の実態をアンケートや聞き取りによる調査を行い、孤立化を防ぐ効果的な事例を把握するとともに、市民が主体となってできる孤立化を招かない有効な方法を検討し報告書にまとめ、地域における見守りについての意識を高める市民フォーラムなどを行う予定。具体的には調整中だが、高齢者保健福祉計画のための調査とは違った角度のアンケート及び報告書になると思われるため、見守り活動に関することなど高齢者保健福祉計画作成の際の参考とする。内容については、また報告

する。

会 長： これは初めての取り組みか。

事 務 局： 初めての取り組みである。いきいき協働事業については3年位やっているが、高齢者福祉課として受けたのは初めてである。単年度事業である。

会 長： 市の単独事業か。

事 務 局： 市の単独事業である。

会 長： 結構なことだと思う。(他の事業と)重複する部分もあると思うが、連携を取りながら勧めてもらいたい。

(6) 高齢者生活状況アンケート・介護保険サービスの利用状況実態調査の概要及び実施スケジュール(予定)について

資料6により説明

質疑応答なし

4 協議・検討事項

地域包括ケアシステム構築に向けた計画の推進について

① 介護をしている家族への支援の充実

資料7-1、7-2にて説明

[質疑応答]

委 員： 介護をしている家族への支援の充実について、「小平わかばの会」の主催で色々と支援がなされているが、男性の参加人数が少ない。時間帯の問題か、参加する意欲が失われているのか、男性の場合には認知症の介護が適切にできているのかも分からない状態かもしれない。また小平わかばの会のことを知っている人も少ないのではないか。小平わかばの会の方たちはそれに対してどのような工夫を考えているか。

委 員： 小平わかばの会はちょうど発足30年目であるが、圧倒的に女性の参加者が多い。男性の方も稀に来るが、教室に入った途端にたじろいでしまう。何一つ口を開かないで帰られる。各施設の見学をすると圧倒的に女性の利用者が多い。デイサービスの送迎の車に乗せてもらったことがあるが、送りが誰かを調べたところご主人が多かった。ご主人は奥さんと同じ位か年上が多い。

男性が介護の会に7名位入っているが、妻をひっぱたいたり、アルコール依存症などの方も多し。男性の教育機関が欲しいと切に思う。自分が今まで頼ってきたパートナーが認知症によりできなくなってしまうことで切れてしまう。生活が成り立たなくなる。

男性の家庭内での参加、地域の参加、男性介護の会に半歩でも出てきてほしい。

事 務 局： 地域包括支援センターの事業に対して小平わかばの会にご協力をいただいている。市報にも掲載しながら少しでも機会を多くして、男性の方にも是非参加いただきたい。実際のところ長年の経過として、男性は少ない参加となっている。具体的な会の名前は分からないが、男性の介護をする会というものが発足され

たと聞いており、市としても会の状況を把握しながら今後援助していきたい。連携を図りながら男性も参加しやすい環境整備も必要と考えている。

会 長： 事務局に改めて確認するが、本議題は協議事項となっているが内容としては現状の説明である。何を協議すればよいのか。こういう状況についてこれで良いかどうかをここで意見を出せばよいのか。協議項目を具体的に教えてほしい。

事 務 局： 計画の推進の中で、このような事業を今期第5期で発足したところであるため、皆さまに状況をお知らせし、ご意見を頂く中で事業の改善を図りたい。

委 員： 今期における地域包括ケアシステム構築に向けての重点的な取り組みの一つとして認知症対策の充実とあり、認知症疾患医療センターとの連携を図るとあるが、具体的にどのように連携を取るのか。小平市に対して認知症疾患医療センターがどのようなことをする予定なのか、具体的に分かれば教えてもらいたい。

事 務 局： 小平市を含めた5市で構成された北多摩北部医療圏として西東京市にある山田病院が認知症疾患医療センターとして東京都に指定された。認知症の方が増加しているところから、病院との対応や短期の入院への配慮を求めるとともに、小平市と各市との連携を図ってもらいたいと望んでいる。具体的な進捗状況は分からないが、最近山田病院の訪問があり今後の地域連携に関してヒアリングを受けた。今後各市の取りまとめを経て、協議会で具体的な対応の方向性を検討いただけるものと捉えている。

委 員： 緊急一時保護事業の件だが、4年間位で13名の実績があり、緊急一時というからにはかなりの緊急性の中で利用されるが、利用された後は施設と利用者との通常のショートの使用方で流れていくことかと思われる。緊急で施設も全く知らない人を受けるケースがほとんどかと思う。当施設でも受け入れたことがあり幸いトラブルになったことはないが、利用にあたっての説明も飛ばしながら利用していただくことも多々考えられる中で、トラブルが生じた時に市としてのバックアップしてもらえるような体制を考えていただきたい。基本的には施設との契約になるが、契約もできないままご利用いただき、例えば本人や家族から「施設を利用する気はなかった」と言われたり、急変された時は、施設で提携している病院にお連れして、場合によっては入院になるが、ここ（病院）には行きたくないなども考えられる。その場合施設だけではなく市のバックアップも必要だと思う。その点について協議できる場が欲しい。

事 務 局： 緊急一時保護事業は基本的には2週間を限度として保護する。高齢者の虐待への対応となるため、基本的には、ご家族の方と本人の分離を主眼においた対応となる。委託事業として市と各施設との委託契約などを行っているが、内容としては分離を前提とした事業であるため、介護福祉課地域支援係のケースワーカー、基幹型の地域包括支援センター、担当圏域の地域包括支援センターと三位一体となって連携を密に行っていく。ケアマネジャーも含め、各関係機関との連携を図りながら実施しているため、トラブル全般に渡って市としても責任を持って対応したい。

委 員： 緊急の場合、虐待が疑われる場合と考えられるが、以前あったケースでは救急

車を呼んで以前の緑成会病院に行ってもらった。そこで虐待が分かり、隣の小川ホームと連携し、その後特養入所となった。

他市の病院へ救急搬送され、虐待と疑われたと思うが自宅に帰された場合がある。先日あったケースでは、青あざがあったりなど虐待が疑われていたのに、民生委員が心配しながら注視をしていたが、どこまでかかわれば良いのかと言っているうちに、息子の嫁が（夫の暴力に）気づき、救急車で他市の病院に搬送された。その後自宅に帰ってきているが、他市の病院に行った場合、居住地の地域包括支援センターとは連携をしないのか。

事務局： 市内外の病院を問わず、居住地の地域包括支援センターが対応すべきと考える。今の話は急性期での対応になるが、ある程度落ち着いた段階でも継続的に虐待が危ぶまれるのであれば、先程述べたように市のケースワーカー、基幹型地域包括支援センター、担当地域包括支援センターで調整を行ってその次に緊急一保護などを利用しながらの対応となると思う。

会長： 地域包括支援センターができて、基本的に高齢者の虐待は地域包括支援センターが対応することになっているので、責任をもってやってもらいたい。

② 地域密着型サービスの整備について

資料7-3により説明

〔質疑応答〕

副会長： 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、医療保険の枠内での訪問看護指示書でも訪問してもらえるのか。診療所の医師が医療保険の枠内で訪問看護指示書を書いて定期巡回をお願いできるのか。

事務局： あくまでも介護保険の対応である。（定期巡回・随時対応型訪問介護看護の）訪問看護サービスについては医師の指示に基づくが、保険としては介護保険が適用される。

副会長： 訪問看護指示書では対応できないということか。

事務局： （定期巡回・随時対応型訪問介護看護の訪問看護サービスについては、）医療保険の範囲内では対応できない。

※事務局注：定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者が、がん末期等一定の状況であって医療保険の訪問看護が必要となる場合には、医療保険の訪問看護を利用することができる。

この場合は、介護保険による訪問看護サービスを同時に利用することはできないため、介護報酬は、訪問看護サービスを行わない場合の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費として算定する。

会長： 診療報酬が別体系である。介護保険と医療保険の両方に訪問看護がある点が矛盾しており分かりにくい。包括払いという形で今回導入するので分かり易くなるが、問題は事業者が参入するかという点である。

委員： 実際深夜の訪問看護は市内に1人しかいない。病院から在宅で迎えた場合、夜間の訪問看護がないと苦しい。がん患者などの場合は医療で訪問看護を使うが、

そちらの方はすごく進んでいるようである。

副会長： 特定の在宅医療強化型で有名なところもあるが、小平市は在宅医療を特定のところでやっているの、そこが一杯になると他の選択肢が少ない。特定の人が集中的に活動しているのでニーズに応えられなくなる。

委員： 医療の訪問看護も距離が診療機関から3キロ位と決まっている。夜間の介護保険の訪問看護はすばらしいと思うが実際の夜間の診療は1人だけである。

会長： 1人というのは、事業所が一つという意味か。

委員： 夜間1人で請け負っているという話である。

会長： 外部から来てサービスをやることも可能なので、現在1人しかいないからといってこのサービスができないわけではない。

委員： 他市の方から越境をお願いすることもできるが、夜間は難しい。

会長： 地域密着型サービスであり小平市でサービスを受け入れるため、それとは別個の話である。徐々に広がってきていると思うが。

委員： 広がっている話はこの数年は聞いていない。

会長： その点について、徐々に申請の動きがあるように聞いているがどうなのか。

事務局： 今、一社から(定期巡回随時対応訪問介護看護サービスについて)相談がある。

副会長： 在宅医療支援診療所など申請している開業の先生はすごく多いが、実体として1人も看取っていない先生もおおり、実施しているということには乖離があると予想されるが、その辺の見通しはどうか。申請はするが、活動ができる制度設計ができてない、職員が確保できてないなども予想はされるが、見込みはどうか。

事務局： 訪問看護だけではなくサービス全体のことか。

副会長： 24時間対応の定期巡回ができる事業所の確保が困難なのではないか。申請をしても、実体がないとサービスの運営ができないのではないか。申請すれば、そのまま申請を受理するのか、申請する上である種の基準や義務を設けるのか。

事務局： 地域密着型サービスについては事業者から事前相談をいただき、事業の実現性について十分に検討を重ねながら、最終的に市の方針が決まった段階で指定の申請をいただく流れが通常となっている。現在ご相談いただいているのは他市の方でも事業を展開している事業者で、同様に小平市でも慎重にご相談をいただいている。人材確保については事業者も課題と捉えていて、実現性については今からゴーサインが出ても25年度中の事業の開始はできないと回答をいただいている。

副会長： かなり準備期間が必要であるとの認識か。

事務局： 事業者としての人材確保もそうだが、全国的な課題として訪問看護事業者との連携が包括報酬のため、月に4回訪問看護で訪問すると報酬の面で不利になるなどの事情があり、なかなか連携がうまくいっていないという報告がある。

委員： 月4回の訪問をすると赤字になるということだが、報酬はいくらか。

事務局： 報酬は、連携型で訪問看護を実施している場合は、要介護1～4の報酬が月額

2,920 単位であり、小平市の場合、訪問看護は1 単位 10.84 円であるため、2,920 円×10.84 円となる。

会 長： 東村山と国立でも近々申請の動きがあると聞いていて、小平も同じ事業所が申請するのではないか。課題はあると思うが、粛々と審査をしたい。これができれば一時保護も減るのではないか。

皆さんから頂いたご意見を踏まえ、事務局には今後の対応をお願いしたい。

5 次回日程調整

次回は平成25年9月18日（水）午後2時からの開催を予定

6 閉会

(以上)